⑺　開札日までを含めて、本公告の日から過去３年間に日本中央競馬会又は公営競技主催者若しくは官庁、地方公共団体における全ての業務において、競争入札参加停止措置を受けたことがない者。

⑻　代表者若しくは役員が競馬法第24条の２第２項及び競馬法施行令第14条第１項第５号に基づく処分を受けたことがなく、競馬法施行規則第15条の第１号から第５号及び第10号の各号のいずれかにも該当しない者。

⑼　その他資格要件は入札説明書による。

3　入札者に求められる義務等　入札に参加する者は、入札説明書に明記されている必要書類を平成24年２月17日午後５時までに下記４⑴の場所に提出しなければならない。提出された証明書を審査の結果、当該業務を遂行することができると認められる者に限り、入札の対象者とする。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒106―8401 東京都港区六本木６―11―１六本木ヒルズゲートタワー　日本中央競馬会　六本木事務所　競走部競走総務課　ＴＥＬ 03―3591―5251

⑵　入札説明会の日時及び場所　平成24年２月７日13時00分　日本中央競馬会　六本木事務所９階第１会議室

⑶　入札、開札の日時及び場所　平成24年２月28日10時00分　日本中央競馬会　六本木事務所９階第１会議室

⑷　入札説明書の交付方法　入札説明会の際、直接交付する。

5　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

6　入札保証金及び契約保証金　免除

7　入札の無効

⑴　本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提示した入札書及び入札条件に違反した入札書は無効とする。

⑵　落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。

8　契約書の作成の要否　要

9　落札者の決定方法　入札説明書に示す輸送経路毎の年間必要輸送延頭数の範囲内で供給者の供給を希望する年間輸送可能延頭数及び競走馬１頭当たり片道輸送料金（運賃と有料道路等の諸料金及び消費税を含めた額）で行い、日本中央競馬会が作成した予定価格を超えない競走馬１頭当たり片道輸送料金の入札者のうち、低価の入札者から順次年間必要輸送延頭数に達するまでの入札者をもって落札者とする。なお、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して、年間必要輸送延頭数を超えるときはその超える数量については落札がなかったものとする。

10　その他　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。

11　Summary

⑴　Official in charge of contract : Takamichi Kondo Racing contract section Manager of Racing Department, Japan Racing Association

⑵　Classification of the services to be Procured : 53

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Transportation of Race Horses

⑷　Fulfillment period : From 28 March 2012 through 31 March 2013.

⑸　Fulfillment place : As designated in the tender details

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : A～D

⑺　Time limit of tender : By 10 : 00 a.m. 28 February 2012.

⑻　Contact point for the notice : Racing contract section, Racing Department, Japan Racing Association, Roppongi Office, 6―11―1 Roppongi Minato-ku, Tokyo 〒106―8401 Japan TEL 03―3591―5251

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 24 年１月５日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　橋本圭一郎

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　（改関負）王子南出入口下部・石神井川付替（その５）・街路工事

⑶　工事場所　東京都北区堀船一丁目、二丁目、王子一丁目

⑷　工事内容
①　石神井川付替整備
・護岸工　約140m
②　王子南出入口整備
・橋脚基礎工　１基
・橋台工　２基
・擁壁工　約140m
・橋面工（高欄地覆、舗装、遮音壁等）　１式
③　環状第５の２号線（明治通り）街路整備　約350m

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年３月10日まで

⑹　その他
①　本工事は、競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、資格が確認された者のうちから価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案交渉方式の試行対象工事である。
②　技術提案の範囲は、工事目的物の変更を伴わないものとする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成23・24年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上である単体又は1,200点以上である２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成23・24年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。

⑶　単体又は共同企業体の各構成員が、平成13年度以降に、以下に示すすべての工事完工実績（元請に限る。）を有すること。ただし、同一工事ですべての要件を有する必要はない。
なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。
・市街地（ＤＩＤ相当）における河川護岸工事
・市街地（ＤＩＤ相当）における鋼管矢板を用いた基礎工事
※ＤＩＤとは人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。（以下同じ）

⑷　現場代理人及び次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに本工事に専任で配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成25年１月10日（木）を予定している。
①　主任技術者及び監理技術者については、以下のア～ウのいずれかの要件とエを満たすこと。
ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者
イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門又は総合技術監理部門（技術部門を「建設」とした者に限る。）に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者
ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
エ　平成13年度以降に、専任の主任技術者若しくは専任の監理技術者又は現場代理人として、以下に示すすべての工事の経験を有すること。ただし、同一工事ですべての要件を有する必要はない。
・市街地（ＤＩＤ相当）における河川護岸工事
・市街地（ＤＩＤ相当）における鋼管矢板を用いた基礎工事